

## 理事等における報酬および交通費に関する規定

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人大沢愛育会の理事、監事、および評議員ならびに評議員選任、解任委員会の外部委員の報酬について定め、併せて理事、監事、評議員および評議員選任、解任委員会の外部委員ならびに第三者委員の交通費について定める。

### (適用範囲)

第2条 この規定において理事、監事、評議員および評議員選出・解任委員会の外部委員ならびに第三者委員とは定款の定めにより選任された理事、監事、評議員および評議員選任・解任委員会の外部委員ならびに理事長の委嘱により承諾を受けた第三者委員をいう。

(2) 報酬の適用は理事、監事、評議員および評議員選任、解任委員会の外部委員ならびに第三者委員に限るものとする。

### (報酬および交通費の支給)

第3条 特に規定しない限り、理事、監事、評議員および評議員選任・解任委員会の外部委員ならびに第三者委員の報酬および交通費の支給とする対象は理事会、評議員会および評議員選任・解任委員会の出席、役員または評議員としての職務上必要とされた場合の職務、研修会への出席等に対するものとする。

(2) 第1項の規定にかかわらず、理事長の要請によるものも支給の対象とする。

(3) 園長または職員である理事には、この報酬および交通費は支給しない。

(報酬の額)

第4条 報酬額については、第3条によるものの出席の他、理事、監事、評議員および評議員選任・解任委員会の外部委員ならびに第三者委員の業務内容に対して定めるものとし、別表1のとおりとする。

(旅費交通費の額)

第5条 理事、監事、評議員および評議員選任・解任委員会の外部委員ならびに第三者委員の交通費は別表1のとおり支給する。

(2) 役員が法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人大沢愛育会旅費規定のとおり支給する。

(支払日)

第6条 理事、監事、評議員および評議員選任・解任委員会の外部委員ならびに第三者委員の報酬および交通費は支給事由が発生する都度支払う。

(報酬および交通費の改訂)

第7条 理事、監事、評議員および評議員選任・解任委員会の外部委員ならびに第三者委員の報酬および交通費は、当園の業績や経営内容、社会情勢等

を考慮し、見直しを行うものとする。

(2) この規定は評議員会の決議によって改廃することができる。

#### 附則

1 この規定は令和3年4月1日から施行する。

(別表1)

1 報酬額

理事 監事 評議員 評議員選任・解任委員会の外部委員 第三者委員	3, 000 円
--	----------

2 交通費

山田町内	1, 000 円
------	----------